

科学技術・学術審議会に置く部会及び委員会について

〔平成31年3月13日〕
科学技術・学術審議会決定

1. 科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）第6条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の部会を置く。

名 称	調査審議事項
基礎研究振興部会	基礎研究に関する重要事項について審議を行う。
研究開発基盤部会	科学技術を支える先端的な研究施設・設備等の研究基盤の整備・高度化・利用や複数領域に横断的に活用可能な科学技術に関する重要事項について審議を行う。
産業連携・地域支援部会	研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に対する支援に関する重要事項について審議を行う。
生命倫理・安全部会	ライフサイエンスにおける生命倫理及び安全の確保に関する重要事項について審議を行う。

2. 科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日 科学技術・学術審議会決定）第5条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の委員会を置く。

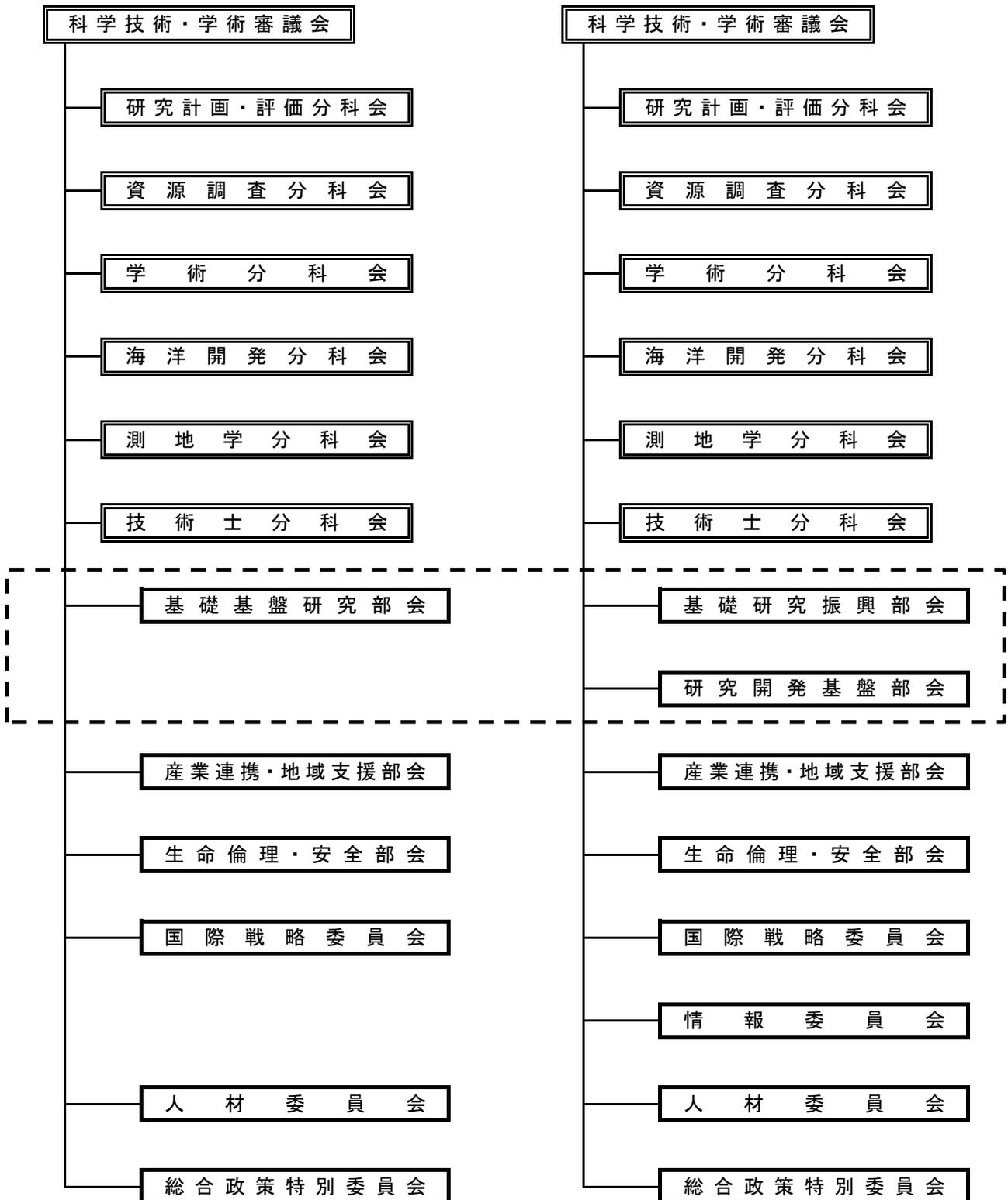
名 称	調 査 事 項
国際戦略委員会	科学技術イノベーションを適確に創出・展開するため、科学技術・学術分野の活動の国際戦略に関する重要事項について調査検討を行う。
情報委員会	Society5.0、データ駆動型社会への変革に的確に対応し、科学技術及び学術の振興を図るために必要な情報に関して、情報科学技術に関する研究開発計画の作成等のほか、幅広い観点から調査検討を行う。
人材委員会	科学技術及び学術の振興を図るために必要な人材に関して、幅広い観点から調査検討を行う。
総合政策特別委員会	科学技術及び学術の振興に係る重要事項について、総合的かつ機動的に調査検討を行う。

※分科会については、科学技術・学術審議会令の規定により設置されている

科学技術・学術審議会の構成について

<第9期>

<第10期>



※分科会については、科学技術・学術審議会令の規定により設置されている(次頁参照)

※以上の他に、今後、分科会及び部会において、専門的な事項を調査検討するための委員会、作業部会等を設置する予定

(参考)各分科会の所掌事務

○科学技術・学術審議会令（抜粋）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
研究計画・評価分科会	一 科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること。 二 科学技術に関する研究及び開発の評価に係る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する重要事項を調査審議すること。 三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項（前二号に掲げる事務に係るものに限る。）を調査審議すること。
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項（他の府省の所掌に属するものを除く。）を調査審議すること。
学術分科会	学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
技術士分科会	一 技術士制度に関する重要事項を調査審議すること。 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

科学技術・学術審議会運営規則

(平成13年2月16日 科学技術・学術審議会決定、平成19年2月1日一部改正、平成23年5月31日一部改正、平成25年2月19日一部改正、平成29年3月14日一部改正、平成31年3月13日一部改正)

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成12年政令第279号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(審議会)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(書面による議決)

第3条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、会長が次の会議において報告をしなければならない。

(分科会)

第4条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会長は、分科会の所掌事務について諮問があったときは、その調査審議を分科会に付託することができる。

4 前項の規定により分科会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

5 会長は、次の表の左欄に掲げる事項については、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる分科会に付託するものとし、分科会の議決をもって審議会の議決とする。

事 項	分 科 会
文部科学省における研究及び開発に関する評価指針に係る事項	研究計画・評価分科会
我が国の研究機関における地震火山観測計画に係る事項	測地学分科会
科学研究費補助金の配分のための審査及び評価に係る事項	学術分科会
1. 技術士法(昭和58年法律第25号)の規定により審議会の権限に属させられた事項 2. 技術士試験の試験方法及び実施に関する事項 3. 技術士試験の試験科目及び受験資格(試験科目の免除を受ける資格を含む。)に関する事項	技術士分科会

- 6 前2項の規定により分科会の議決をもって審議会の議決としたときは、分科会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(審議会に置かれる部会)

- 第5条 審議会に置かれる部会（以下「部会」という。）の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。
- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
 - 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 4 部会の所掌事務について諮問があったときは、会長は、その調査審議を当該部会に付託することができる。
 - 5 前項の規定により部会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
 - 6 前項の規定により部会の議決をもって審議会の議決としたときは、部会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。
 - 7 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(委員会)

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。
- 2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
 - 3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。
 - 4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
 - 5 委員会の会議は、主査が招集する。
 - 6 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
 - 7 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 8 主査は、委員会における調査の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
 - 9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

(会議の公開)

- 第7条 審議会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
- 一 会長の選任その他人事に係る案件
 - 二 行政処分に係る案件
 - 三 前2号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、審議会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第8条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 審議会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、会長が審議会の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。